

湯河原町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

湯河原町地域公共交通会議設置要綱（平成28年湯河原町告示第95号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（運賃協議部会）

第7条 地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項について協議するため、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 湯河原町交通政策所管課長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者

3 運賃協議部会に部会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

4 運賃協議部会で協議が調った事項について、部会長は、交通会議に報告する。

5 運賃協議部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。